

福島県森林計画課
平成26年8月19日

地方分権改革に関する福島県提案内容について

1. 提案事項

森林法において、「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への同意を得るための協議を行うことが定められており、都道府県の主体的な取り組みとなるよう、協議事項を廃止し、届出としてほしい。

2. 具体的な支障事例

知事が地域の実情を踏まえて策定する地域森林計画については、森林法第68条の規定に基づき本県に設置されている森林審議会からの答申を受け、その後に、農林水産大臣に協議を行い、同意を得る行為については、地方の自主性・主体性の観点から廃止し、届出とすべきと考えます。

3. 地域の実情を踏まえた対応について

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により、森林・林業を取り巻く環境は急激に変化しています。

森林・林業については、震災や津波による、林地の崩壊、林産施設等の損壊、海岸防災林の流失等甚大な被害や、放射性物質による森林の汚染、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害、避難指示区域における生産活動の停止など多大な影響を受けている現状にあります。

特に、本県の浜通り地域の約8万haの森林は、原子力災害に伴う避難指示区域の指定により現在においても、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に再編され、広範囲に立ち入り等が制限を受けております。

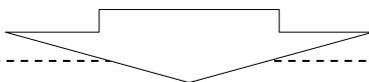
今後の地域森林計画については、これら避難指示区域の解除に伴い、変更等が生じることとなりますが、上位計画である全国森林計画に即するため、伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積などの計画数量等について、国との事前協議を行い変更計画を作成した後に、改めて農林水産大臣への計画同意を得るための協議を行うことは、県民への計画公表の遅延や地方の主体的取組への後退に繋がるものと危惧される。

開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大について

1 提案事項

- ・ 開発行為における公園等設置について、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任するよう提案する。

⇒都市計画法施行令第25条第6号の変更



- ・ 条例の制定範囲を極めて限定的に定めている条項の廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。

⇒都市計画法施行令第29条の2の廃止・参酌への変更

2 提案の背景

- ・ 相対的に地価が高い都市部においては公園等の設置を定める基準がボトルネックとなって、3,000㎡(0.3ヘクタール)未満の小規模開発行為が主流となってしまっている。

[図1参照]

⇒これにより、開発区域の規模に応じて定められている公園等やその他道路等の公共施設の整備水準も一体的に開発された場合に比して低いものとなり、市民や行政の思惑とは異なる結果につながる事態が発生している。

(その他)

- ・ 公園提供の計画においても、極めて小規模なものが提供され将来的な維持管理費面での課題を有するとともに、開発行為の多い地域に公園が集中する等の公園配置がアンバランスになることも課題と考えられる。

